

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第40号

平成22年度から平成25年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センターにおける消防設備等点検業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成22年8月6日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 入札に付する事項

- (1) 調達件名
大阪府立急性期・総合医療センターにおける消防設備等点検業務委託契約
- (2) 仕様等
入札説明書による
- (3) 契約期間
平成22年10月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 履行場所
大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
大阪府立急性期・総合医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされて

いない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検業務について、平成19年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上かつ床面積10,000㎡以上の病院との間で、次のアからソまでのすべての消防用設備等の点検について業務委託契約（契約金額が年間200万円以上のものに限る。）を締結し、かつ、誠実に履行した実績を有すること。
 - ア 消火器設備
 - イ 屋内消火栓設備
 - ウ 屋外消火栓設備
 - エ 連結送水管設備
 - オ 自動火災報知設備
 - カ ガス漏れ火災警報設備
 - キ 防排煙設備
 - ク 非常警報設備
 - ケ 避難器具設備
 - コ ハロゲン化物消火設備
 - サ 誘導灯、誘導標識設備

- シ スプリンクラー設備
- ス 消防用水設備
- セ 非常コンセント設備
- ソ ダクトフード消火設備

- (9) 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有するものが点検を行うことが出来る消防用設備又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）第一号に表に掲げる消防設備士又は第二号の表に掲げる消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）を2(8)アからソまでの消防用設備等の種類ごとに1名以上（重複可）雇用し、かつ、本業務に従事することの出来る消防設備士等を2名以上雇用していること。
- (10) 消防法施行規則第4条の2の4第4項に定める防火対象物点検資格者及び同規則第51条の12第3項に定める防災管理点検資格者（以下「点検資格者」という。）をそれぞれ1名以上（重複可）雇用し、かつ、本業務に従事することの出来る点検資格者を2名以上雇用していること。
- (11) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和32年法律第54号）による勧告もしくは告発等、入札参加者等としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- (12) 当センターから追加資料等の要求があった際には提出すること。
- (13) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (14) 平成21・22年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「各種設備機器保守点検（種別コード025）」に登録されている者であること。

なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

- ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目
(TEL06(6944)6644)
大阪府契約局 建設工事契約課 業務管理グループ

イ 申請の方法

- (ア) 大阪府電子調達システム（URL (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) において、必要な事項を入力し、送信する。
- (イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成22年8月19日（木）午後4時
なお、添付書類は、同日（木）午後4時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

- (1) 入札参加資格審査申請書類の交付場所及び提出場所、入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
(TEL(06)6692-1201 内線3011・3012)
大阪府立急性期・総合医療センター 事務局施設・保全グループ
- (2) 入札参加資格審査申請書類の交付期間及び提出期間並びに入札説明書等の交付期間
平成22年8月6日（金）から平成22年8月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで
本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 日時
平成22年8月31日（火） 午前10時
- イ 場所
大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
大阪府立急性期・総合医療センター 本館3階第五・第六会議室
- ウ その他
入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札方法
落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立急性期・総合医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 施設・保全グループ

(TEL(06)6692-1201 内線3011・3012)

イ 上記にかかわらず契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。